

財産の処分につき議決を求めることについて

次の財産を処分することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号および滋賀県議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（昭和39年滋賀県条例第11号）第3条の規定に基づき、議決を求めるものです。

1 対象財産

（仮称）竜王岡屋工業団地造成事業に係る事業用地

※ 事業概要は別紙のとおり

2 財産の種類、数量および処分予定価格

- | | |
|----------|-----------------|
| ① 財産の種類 | 土地 |
| ② 処分面積 | 87,438.73平方メートル |
| ③ 処分予定価格 | 579,193,090円 |
| ④ 処分の目的 | 普通財産の売却による処分 |

（参 考）

財産の所在地	滋賀県蒲生郡竜王町大字岡屋
契約の相手方	大津市松本一丁目2番1号 滋賀県土地開発公社 理事長 瀬古良勝

(仮称) 竜王岡屋工業団地造成事業等について

1. 事業概要

竜王岡屋地区は、平成20年度から工業団地開発の事業化に向けた手続きに着手し、平成23年12月に、それまでの手続きの状況等を踏まえ、基本方針を定め、造成工事・分譲に向けた手続きを進めているところです。

なお、造成工事につきましては、2期に分け、分譲開始の予定を平成27年度と平成29年度としています。

(1) 造成事業等の概要

所在地 … 蒲生郡竜王町岡屋地先
 面積 … 約54ha<県名義と土地開発公社名義>
 地目 … 山林、保安林、田、原野ほか(山林主体の丘陵地)
 用途 … 市街化区域(工業地域・容積率:200%・建ぺい率60%)他
 事業主体 … 滋賀県土地開発公社 他
 総事業費 … 約80億円
 分譲地面積 … 約30ha(7区画)
 実施工程

年度	第1期工事	第2期工事	その他の活動
平成20年度 ～平成24年度	環境影響評価 埋蔵文化財調査 測量調査設計 許認可手続き 等		企業誘致活動
平成25年度	造成工事 等	埋蔵文化財調査	
平成26年度			
平成27年度	分譲開始		
平成28年度		造成工事	
平成29年度～		分譲開始	

※早期に分譲を開始するため、造成工事を2期に分けて実施

第1期工事対象……区画①②③⑤⑥⑦ 第2期工事対象……区画④

(2) 当面の予定

- ・詳細設計・開発許可手続等 平成25年度前半
- ・造成等工事着手 平成25年度中頃

■財産の処分につき議決を求めることについて

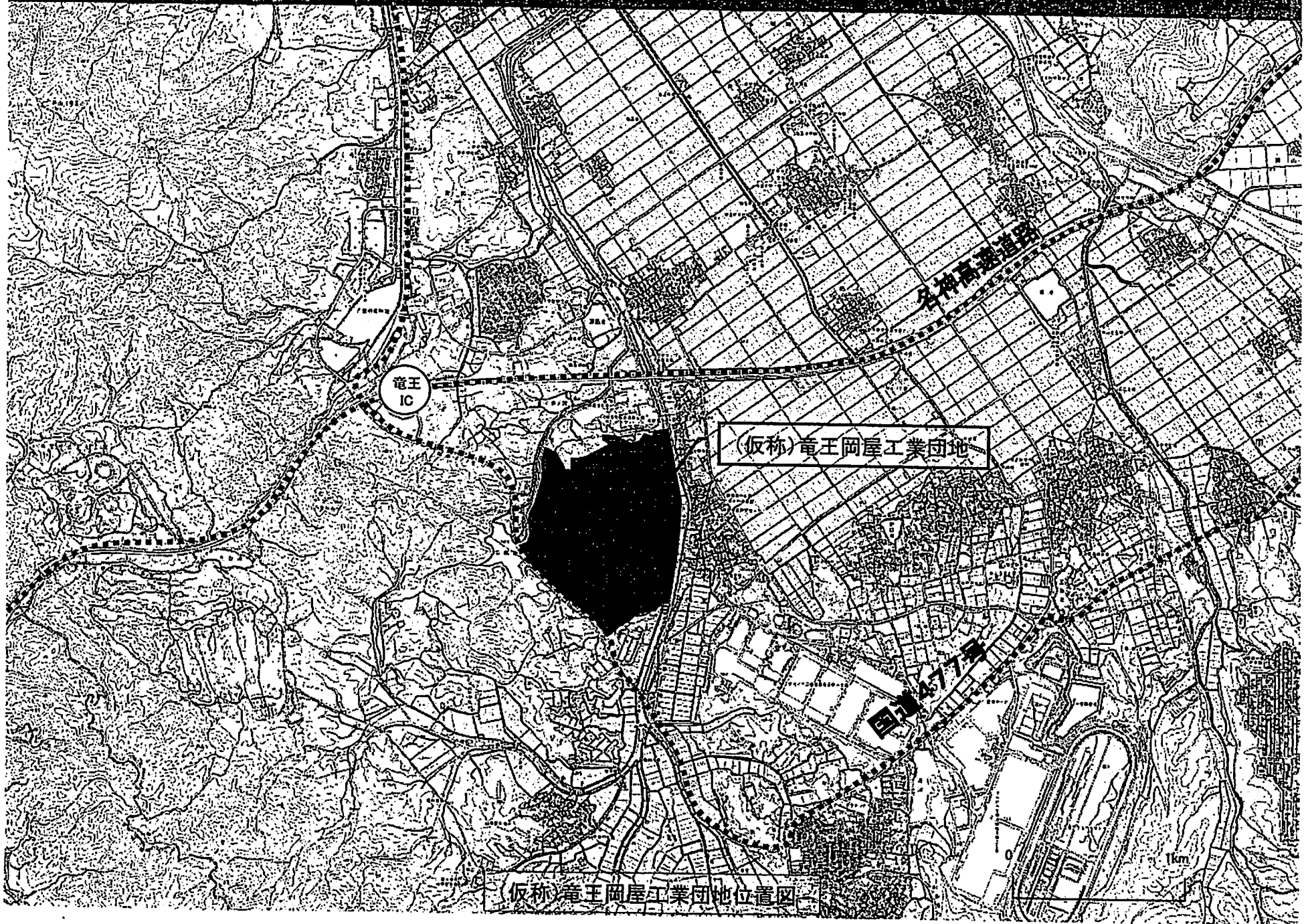
平成25年度には開発のための手続が完了し、工事に着手することが可能となる見込みであることから、滋賀県土地開発公社に事業用地を集約し、事業を進めるため、事業用地のうち県所有分を滋賀県土地開発公社に譲渡しようとするものです。

□竜王岡屋地区における滋賀県有地・滋賀県土地開発公社所有地の状況(単位:㎡)

所有名義	区 分	全 体		
		①	工業団地 事業用地 ②	事業用地 以 外 ①-②
滋 賀 県	滋賀県土地開発基金	99,104.74	82,044.99	17,059.75
	普通財産	5,650.75	5,393.74	257.01
	計	104,755.49	87,438.73	17,316.76
滋 賀 県 土地開発 公 社	先行取得用地	316,391.50	194,099.78	122,291.72
	プロパー用地	274,764.40	258,675.85	16,088.55
	計	591,155.90	452,775.63	138,380.27
合 計		695,911.39	540,214.36	155,697.03

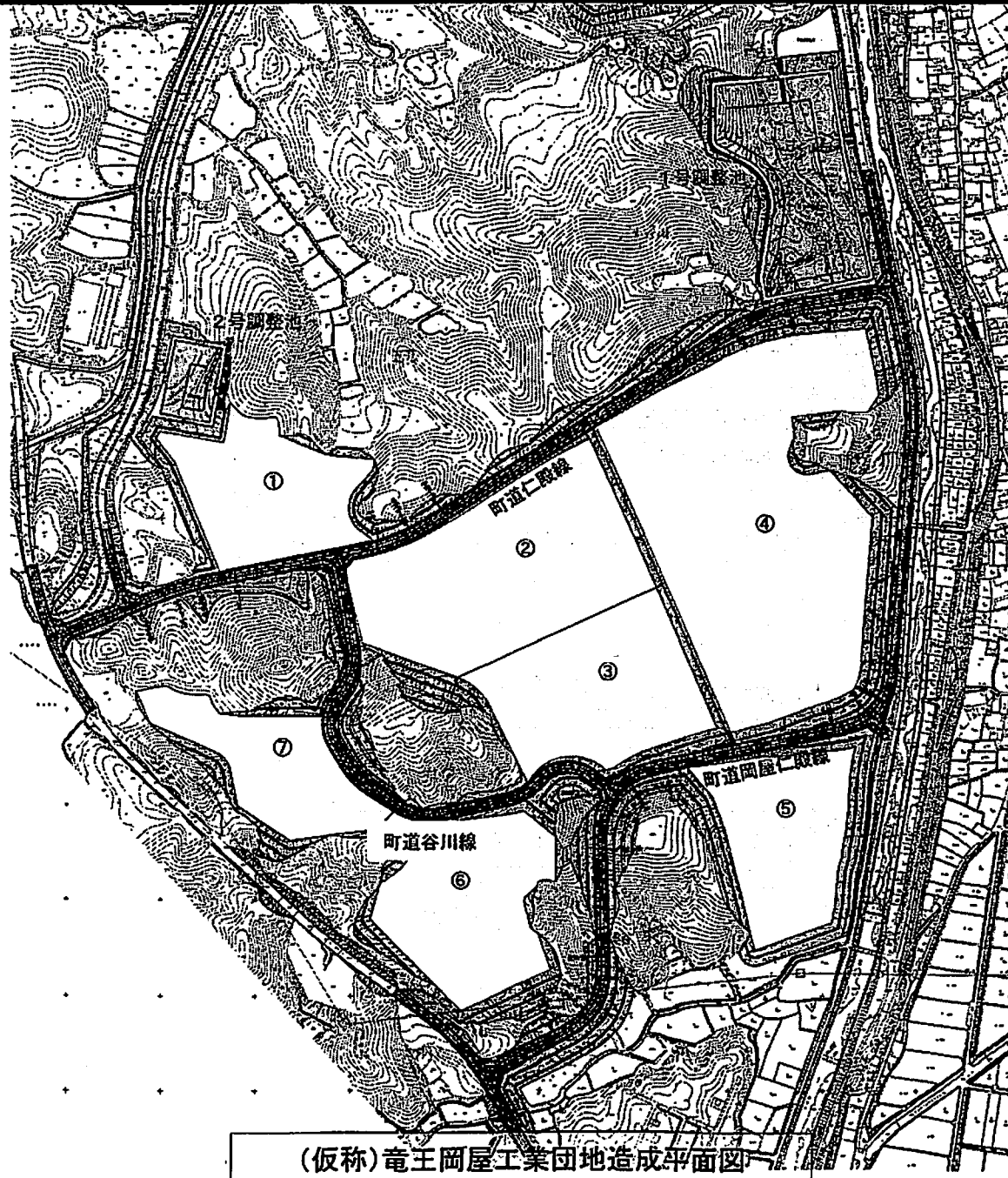
※ 表内太枠網掛け部分が、今回譲渡しようとする部分

(仮称)竜王岡屋工業団地 位置図



(仮称)竜王岡屋工業団地位置図

(仮称)竜王岡屋工業団地の造成 平面図



【開発計画の概要】

所在 : 蒲生郡竜王町岡屋地先
事業主体 : 滋賀県土地開発公社
竜王町
分譲地面積 : 約30ha (7区画)

(仮称)竜王岡屋工業団地造成平面図